**平成２５年（フ）第９８号**
広島県福山市新市町大字新市1039番地２
債務者　東　　更生
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第９９号**
広島県福山市新市町大字新市1039番地２
債務者　東　　京子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第１０３号**
広島県福山市春日町１丁目８番35―７号、旧住所広島県福山市日吉台１丁目14番11号
債務者　新良貴由佳里
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第１１３号**
大阪府和泉市王子町１丁目１番２―301号
債務者　岸田　育代
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１８１号**
沖縄県那覇市前島３―21―16　ドミトリーＷａ呼呼（ＣｏＣｏ）、住民票上の住所沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉146番地
債務者　照喜名雅子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第３９０号**
名古屋市港区港栄１丁目１番22号　新港栄荘809号
債務者　中村　　望
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第７１２号**
名古屋市北区楠５丁目513番地の１　ライオンズマンション楠203号
債務者　打田　順子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第９０９号**
愛知県愛西市勝幡町竪切2411番地５　サンセット55．102
債務者　照井　和子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１００１号**
名古屋市千種区徳川山町４―１―７号　愛知県立城山病院内、住民票上の住所名古屋市千種区今池３丁目17番８号　マノアール今池502号
債務者　鶴見　玲子（旧姓箕浦）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第６８号**
山口市黒川724番地１　プチメゾン204
債務者　笹木　　大
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第９０２号**
名古屋市南区鳥栖２丁目９番17号　メゾントリス206号
債務者　仲野　悦子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１００号**
広島県福山市木之庄町１丁目16番10―202号
債務者　片山　幸夫
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第３６７号**
熊本県上益城郡益城町大字古閑65番地１　ガーデンズフォレナＡ102号、前住所熊本市東区桜木１丁目12番24号　上徳荘10号
債務者　吉田　　智
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第６５号**
松江市東津田町1398番地５
債務者　内田　　優
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第７５号**
松江市西川津町2208番地６
債務者　三原　烈子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１３８４号**
大阪市天王寺区勝山２丁目８番30号
債務者　渡部淳一郎
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２２４９号**
大阪市都島区中野町２丁目１番18号　グランピア中野201号
債務者　小林　　愛
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部